

「北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書(案)」の骨子

1 経営システム

基幹病院の名称は「公立北部医療センター」、設置主体は県及び北部12市町村、経営単位は北部単独、経営形態は北部医療財団による指定管理とする。

2 協議会

基本的枠組みの詳細その他北部医療センターの整備に関して必要な事項について協議するための組織として、「公立北部医療センター整備協議会」を設置する。

3 市町村の財政負担

北部医療センターの整備費用及び運営費用に対する北部12市町村の負担については、市町村の一般財源に影響を与えないこと及び地方交付税相当額の範囲内とすることを前提として、協議会で定める。

4 剰余金の取扱い

北部医療センターの運営により生じた剰余金の取扱いは、職員及び医療機器への投資、将来の病院建設費用の積立などに充てるものとし、その詳細については協議会で定める。

5 資産・負債の取扱い

両病院が保有する資産及び負債は、原則として、医師会病院のものは北部医療センターに引き継ぎ、県立北部病院のものは引き継がないものとする。

6 職員の身分取扱い

両病院の職員で希望する者は、財団の職員として雇用する。また、財団の労働条件は、医師会病院の労働条件を適用する。

7 医療機能

医師会病院の健診・検診機能並びに附属病院及びちゅら海クリニックの機能は、北部医療センターに引き継ぐものとし、北部に所在する公立診療所は、北部医療センターの附属診療所として位置付ける。

8 職員の派遣

県は、北部医療センターの運営上必要がある場合、開院時から3年間を限度として財団へ職員を派遣する。